

送配電等業務指針の一部変更について

送配電等業務指針の一部について、添付のとおり、変更する。
変更の概要は下記のとおり。

記

1. 電気事業法等の改正に伴う規定の変更

【該当条文：第 5 3 条の 6、第 5 3 条の 7（新設）】

- ・ 1－1. 地域内送電線等及び大規模電源の整備等に必要な資金の貸付け業務に関する規定を追加する。
- ・ 1－2. 経済産業大臣による基幹送変電設備整備等計画の認定に先立ち、本機関が工事概要等の妥当性について評価を行うことを定める。
- ・ 2026 年 1 2 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

2. 広域系統整備交付金等に関する規定の変更

【該当条文：第 5 3 条の 2、第 5 3 条の 5（変更）】

- ・ 広域系統整備交付金について、交付金の申請方法及び算定方法等を変更するとともに認定整備等計画に関する資金の貸付けについて、貸し付ける額の算定方法等を変更する。
- ・ 2026 年 1 2 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

3. その他規定の変更

【該当条文：第 5 3 条の 3、第 5 3 条の 4（変更）】

- ・ 字句修正等
- ・ 2026 年 1 2 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

以上

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 令和 8 年 8 月 1 日変更 送配電等業務指針 電力広域的運営推進機関	平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 令和 年 月 日変更 送配電等業務指針 電力広域的運営推進機関

(変更履歴)
平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行
平成 2 7 年 8 月 3 1 日変更
平成 2 8 年 4 月 1 日変更
平成 2 8 年 7 月 1 1 日変更
平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日変更
平成 2 9 年 4 月 1 日変更
平成 2 9 年 9 月 6 日変更
平成 3 0 年 6 月 2 9 日変更
平成 3 0 年 1 0 月 1 日変更
平成 3 1 年 4 月 1 日変更
令和元年 7 月 1 日変更
令和元年 1 2 月 1 1 日変更
令和 2 年 2 月 1 日変更
令和 2 年 3 月 3 0 日変更
令和 2 年 4 月 1 日変更
令和 2 年 7 月 8 日変更
令和 2 年 1 0 月 1 日変更
令和 3 年 4 月 1 日変更
令和 3 年 4 月 1 6 日変更
令和 3 年 7 月 1 日変更
令和 4 年 4 月 1 日変更
令和 4 年 7 月 5 日変更
令和 5 年 4 月 1 日変更
令和 5 年 4 月 3 日変更
令和 5 年 7 月 1 日変更
令和 5 年 1 2 月 2 7 日変更
令和 6 年 4 月 1 日変更
令和 6 年 4 月 1 0 日変更
令和 6 年 8 月 1 日変更
令和 7 年 1 月 6 日変更
令和 7 年 4 月 1 日変更
令和 7 年 8 月 1 日変更
令和 8 年 4 月 1 日変更

(変更履歴)
平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行
平成 2 7 年 8 月 3 1 日変更
平成 2 8 年 4 月 1 日変更
平成 2 8 年 7 月 1 1 日変更
平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日変更
平成 2 9 年 4 月 1 日変更
平成 2 9 年 9 月 6 日変更
平成 3 0 年 6 月 2 9 日変更
平成 3 0 年 1 0 月 1 日変更
平成 3 1 年 4 月 1 日変更
令和元年 7 月 1 日変更
令和元年 1 2 月 1 1 日変更
令和 2 年 2 月 1 日変更
令和 2 年 3 月 3 0 日変更
令和 2 年 4 月 1 日変更
令和 2 年 7 月 8 日変更
令和 2 年 1 0 月 1 日変更
令和 3 年 4 月 1 日変更
令和 3 年 4 月 1 6 日変更
令和 3 年 7 月 1 日変更
令和 4 年 4 月 1 日変更
令和 4 年 7 月 5 日変更
令和 5 年 4 月 1 日変更
令和 5 年 4 月 3 日変更
令和 5 年 7 月 1 日変更
令和 5 年 1 2 月 2 7 日変更
令和 6 年 4 月 1 日変更
令和 6 年 4 月 1 0 日変更
令和 6 年 8 月 1 日変更
令和 7 年 1 月 6 日変更
令和 7 年 4 月 1 日変更
令和 7 年 8 月 1 日変更
令和 8 年 4 月 1 日変更
令和 8 年 8 月 1 日変更

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（広域系統整備計画に基づき設置等を行った流通設備の整備又は更新に要する費用の額の届出） 第５３条の２ 業務規程第６１条の３の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、法第２８条の４０第１項第５号の２に規定する交付金（以下「広域系統整備交付金」という。）の交付を受けるに当たり、<u>広域系統整備計画に基づき設置等を行った流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）別表第１又は別表第２に掲げる耐用年数をいう。次条において同じ。）の期間の末日の属する年度までの間、減価償却が行われる年度の本機関が別途通知する期日までに、広域系統整備計画ごとに当該流通設備の整備又は更新に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。</u>	（広域系統整備交付金の交付に係る申請） 第５３条の２ 業務規程第６１条の３の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、本条に定める広域系統整備交付金の交付に係る申請の日又は<u>広域系統整備計画に基づき設置等を行った流通設備の使用を開始した日のいずれか遅い日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）別表第１又は別表第２に掲げる耐用年数をいう。次条において同じ。）の期間の末日の属する年度までの間、法第２８条の４０第１項第５号の２に規定する交付金（以下「広域系統整備交付金」という。）の交付を受けようとするときは、本機関に対して、広域系統整備計画ごとに広域系統整備交付金の交付に係る申請を行うものとする。</u>
（供給計画に従い設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出） 第５３条の３ 業務規程第６１条の３の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、当該計画において再生可能エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、再生可能エネルギー電気特措法第２８条第１項に規定する交付金（以下「系統設置交付金」という。）の交付を受けるに当たり、供給計画に従い設置等を行った流通設備（系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。）の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数の期間の末日の属する<u>年度までの間</u>、減価償却が行われる年度の本機関が別途通知する期日までに、広域系統整備計画ごとに当該流通設備の設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。	（供給計画に従い設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出） 第５３条の３ 業務規程第６１条の３の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、当該計画において再生可能エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、再生可能エネルギー電気特措法第２８条第１項に規定する交付金（以下「系統設置交付金」という。）の交付を受けるに当たり、供給計画に従い設置等を行った流通設備（系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。）の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数の期間の末日の属する<u>年度までの期間</u>、減価償却が行われる年度の本機関が別途通知する期日までに、広域系統整備計画ごとに当該流通設備の設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。
（認定整備等計画に従い設置を行う流通設備の設置に要する費用の額の届出） 第５３条の４ 法第２８条の５０第１項に規定する認定整備等事業者（以下単に「認定整備等事業者」という。）は、再生可能エネルギー電気特措法第２８条の２第１項に規定する特定系統設置交付金（以下単に「特定系統設置交付金」という。）の交付を受けるに当たり、法第２８条の５０第２項に規定する認定整備等計画（以下単に「認定整備等計画」という。）に従い、流通設備であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置しようとするときは、設置を行う当該流通設備の工事を開始した日の属する年度から当該流通設備の使用を開始した日の前日の属する<u>年度までの間</u>、当該流通設備の設置に要する費用が発生する年度の本機関が別途通知する期日までに、認定整備等計画ごとに当該費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。	（認定整備等計画に従い設置を行う流通設備の設置に要する費用の額の届出） 第５３条の４ 法第２８条の５０第１項に規定する認定整備等事業者（以下単に「認定整備等事業者」という。）は、再生可能エネルギー電気特措法第２８条の２第１項に規定する特定系統設置交付金（以下単に「特定系統設置交付金」という。）の交付を受けるに当たり、法第２８条の５０第２項に規定する認定整備等計画（以下単に「認定整備等計画」という。）に従い、流通設備であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置しようとするときは、設置を行う当該流通設備の工事を開始した日の属する年度から当該流通設備の使用を開始した日の前日の属する<u>年度までの期間</u>、当該流通設備の設置に要する費用が発生する年度の本機関が別途通知する期日までに、認定整備等計画ごとに当該費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。
（認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の整備又は更新に必要な資金の借入申請） 第５３条の５ 認定整備等事業者は、本機関から、認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の整備又は更新に必要な資金の貸付けを受けるに当たり、本機関に認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の整備又は更新に必要な資金の借入れを申請することができる。 ２ 認定整備等事業者は、前項の規定により資金を借り入れるときは、<u>業務規程第６４条の５第５項</u>に規定する契約の定めるところにより、本機関から貸付けを受け、返済しなければならない。	（認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の整備又は更新に必要な資金の借入申請） 第５３条の５ 認定整備等事業者は、本機関から、認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の整備又は更新に必要な資金の貸付けを受けるに当たり、本機関に認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の整備又は更新に必要な資金の借入れを申請することができる。 ２ 認定整備等事業者は、前項の規定により資金を借り入れるときは、<u>業務規程第６４条の５第７項</u>に規定する契約の定めるところにより、本機関から貸付けを受け、返済しなければならない。
（新設）	<u>（認定基幹送変電設備整備等計画に基づく基幹送変電設備の整備又は更新に必要な資金の借入申請）</u> <u>第５３条の６ 法第２７条の３の３第１項に規定する認定一般送配電事業者（以下単に「認定一般送配電事業者」という。）又は法第２７条の１１の７第２項に規定する認定送電事業者（以下単に「認定送電事業者」という。）は、本機関から、法第２７条の３の３第２項に規定する基幹送変電設備整備等計画（以下「認定基幹送変電設備整備等計画」という。）に基づく法第２７条の３の２第１項に規定する基幹送変電設備（以下単に「基幹送変電設備」という。）の整備又は更新に必要な資金の貸付</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
	<u>けを受けるに当たり、本機関に認定基幹送変電設備整備等計画に基づく基幹送変電設備の整備又は更新に必要な資金の借入を申請することができる。</u> <u>2 認定一般送配電事業者又は認定送電事業者は、前項の規定により資金を借り入れるときは、業務規程第64条の7第6項に規定する契約の定めるところにより、本機関から貸付けを受け、返済しなければならない。</u>
（新設）	<u>（基幹送変電設備整備等計画の評価依頼）</u> <u>第53条の7 一般送配電事業者又は送電事業者は、前条の規定による借入申請に係る基幹送変電設備整備等計画の認定に先立ち、法第27条の3の2第1項に規定する基幹送変電設備整備等計画の作成のために必要がある場合は、本機関に対し、基幹送変電設備整備等計画に係る基幹送変電設備に関する事項の評価を求めることができる。</u>

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）
本指針は、令和8年12月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。